

## 投資口分割基準日設定公告

本投資法人は、令和五年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、その所有する投資口一口を二口とする投資口分割により、投資口の割当てを受ける投資主と定めましたので公告します。なお、当該投資口分割は、本投資法人とケネデイクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネデイクス商業リート投資法人との間で締結された令和五年六月十三日付合併契約が解除され又は失効していないことを条件として、令和五年十一月一日に当該合併の効力発生の直前に効力を生じるものとしします。

令和五年十月十三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ケネデイクス・オフィス投資法人

執行役員 桃井 洋聡